

情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。



住友生命のお問合せ窓口

☎️ **0120-506081**

受付時間 月～金曜日：午前9時～午後6時（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）
土曜日：午前9時～午後5時

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者等ご本人さまがお電話ください。
- ご家族登録サービスに登録しているご家族さまの場合は、登録家族であることをお申し出ください。



お知らせ

「ご契約内容のお知らせ等」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。
●郵送による通知またはSMSセレクトサービスにてご確認いただけます。



ホームページ

住友生命

検索

<https://www.sumitomolife.co.jp>

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）やご契約内容の照会ができる「SMSセレクトサービス」をご利用いただけます。

参照 P15をご確認ください。

ご利用時間 月～土曜日：午前8時～午後11時45分（祝日・12/31～1/3を除く）
日曜日：午前8時～午後8時

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

公的保険制度についてご理解ください

様々なリスクに備えるための保険には、大きく分けて「公的保険」と「民間保険」があります。「公的保険」を補完する面をもつ「民間保険」のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解したうえで、必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要です。

公的保険制度についてはこちら



生命保険募集人について

この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。



ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書（設計書）」を必ずご確認ください。
詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

この「商品パンフレット」の記載は、2024年4月現在のものです。各種お取扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命 検索

©代業-23-0209(2024.4) 372A0L0D24-1-3333333

住友生命

2024年4月版

人生100年時代の資産づくりに 外貨の好金利を活かした 積み立てをお考えのお客さまへ

たのしみ未来 global グローバル

たのしみ未来 global グローバル

学資積立プラン

予定利率変動型5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険

告知不要で
0歳～75歳

(学資積立プランは0歳～8歳)
の方がお申し込みいただける

指定通貨建
個人年金保険
です。

今からつくる、
あなたの未来

商品紹介動画で商品の
ポイントをご理解
いただけます。

動画視聴はコチラ



この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

商品のポイント

しくみと特徴

為替リスクについて

税制面のメリット

その他の機能

安心サービス

確認事項等

外貨の金利を活かしたい



米ドルや豪ドルの好金利を活かして
効率よい資金づくりが期待できます。



アメリカ



オーストラリア

指定通貨は、米ドル・豪ドルから選べます。

でも為替リスクは抑えたい

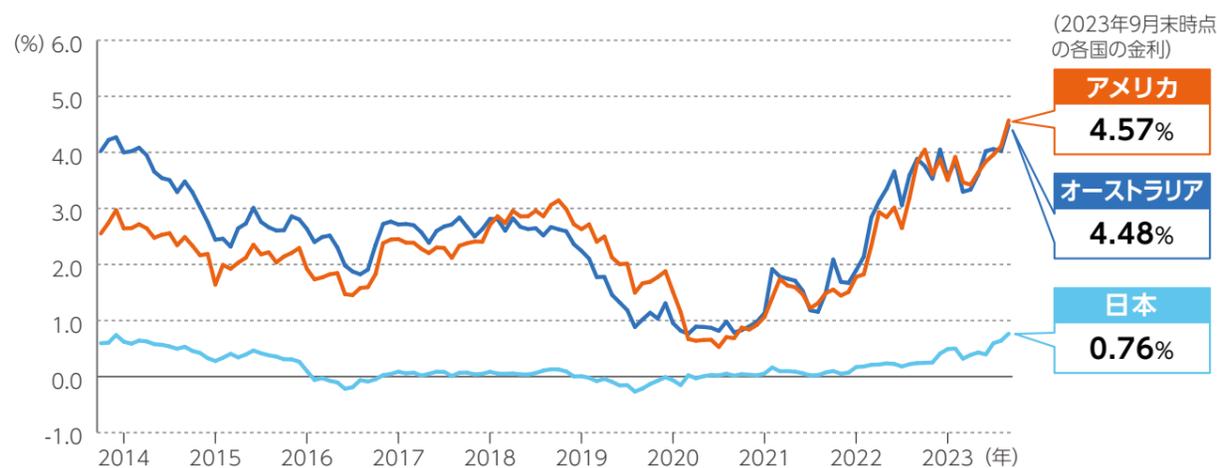


毎月、円を指定通貨へ換算することで
為替リスクを抑制します。



時間を味方につけた積み立てとドルコスト平均法(詳しくはP9参照)
の効果で、為替リスクを抑制します。

各国の金利の推移 アメリカ・オーストラリア・日本の10年国債流通利回りの推移(2013年10月~2023年9月の各月末時点の数値)



※Bloomberg社データより住友生命にて作成

! このグラフは2013年10月から2023年9月までの各月末の数値を表示しています。月中の推移は反映していません。また、将来も上記推移が続くことを保証するものではありません。



ほかにも さまざまな特徴があります。

円貨でのお払込額に応じて、「たのしみランク」を適用



個人年金保険料控除の活用で、所得税・住民税を軽減可能



医師の診査や告知は不要



お子さまの教育資金対策として学資積立プランもご用意



たのしみ未来global は、外貨と長期積立のメリットを活かした個人年金保険です。

契約年齢
0歳～75歳

円貨払込額
5,000円～

医師の診査や
告知は不要

全期前納も可能

【詳細】取扱基準は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 5」をご確認ください。

Point 1

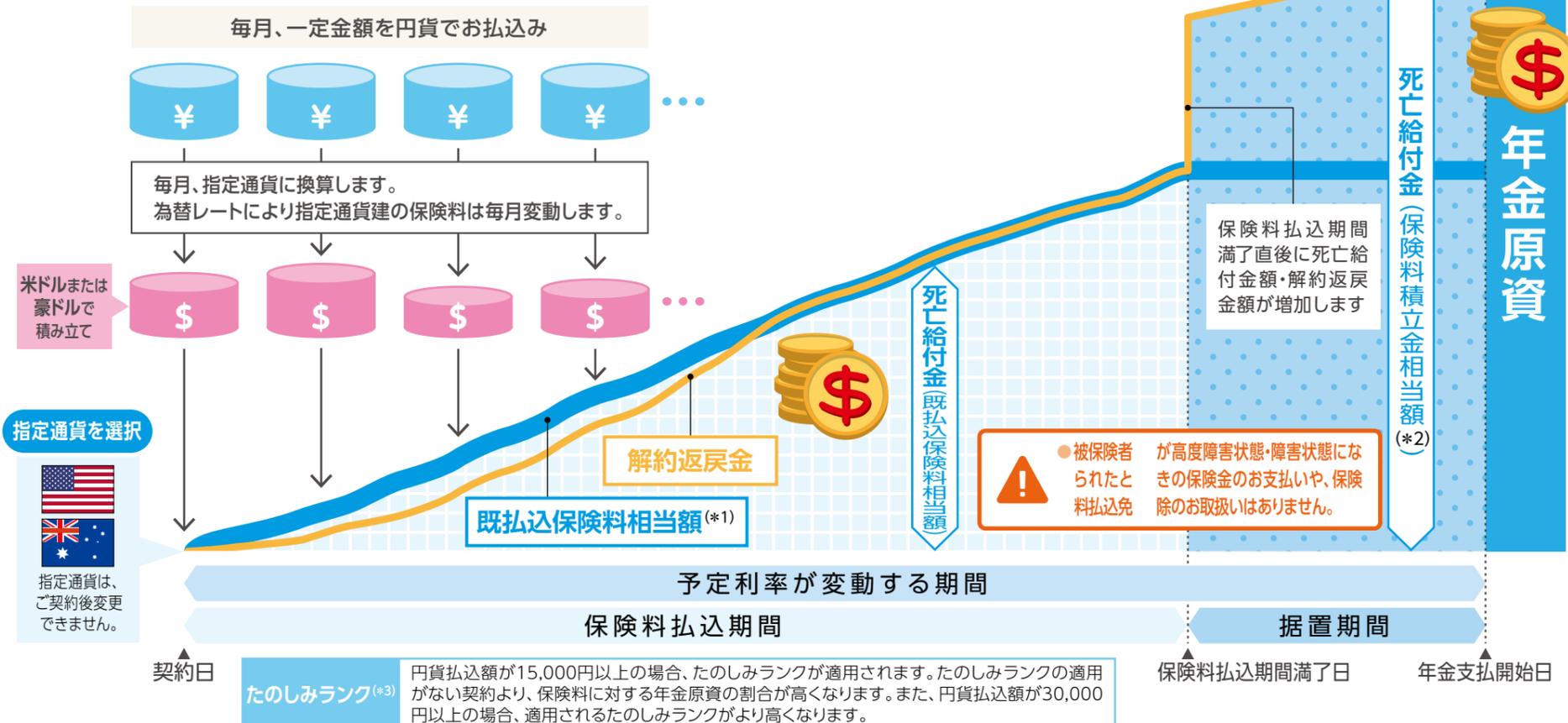


米ドルや豪ドルの
好金利を活かして
資金づくりを行います。

ご契約後の金利上昇をキャッチアップするため、予定利率を毎月見直します。予定利率は1.50%を最低保証します。

【参照】予定利率についてはP9～12「たのしみ未来グローバルならではのしくみがあります。」をご確認ください。

しくみ図(イメージ) ※月払いの場合



Point 2



毎月、一定金額を円貨で
お払い込み
の、ドルコスト平均法による為替
リスクの抑制が期待できます。

毎月、円貨でお払い込みを指定通貨に換算した保険料は、為替レートの変動に応じて、毎月変動(増減)します。

Point 3



保険料払込期間満了日以後の解約返戻金や年金原資が大きくなるしくみとして
います。

【注意】解約返戻金額は、既払込保険料を下回ることがあります。

●受け取る通貨は、円貨または指定通貨から選択できます。
●年金支払開始時に年金受取にかえて年金原資を一時金でもお受け取りいただけます。

【注意】年金原資を一時金で受け取った場合、年金は受け取れません。

【注意】被保険者が高度障害状態・障害状態になったときの保険金のお支払いや、保険料のお取扱いはありません。

(*1) 既払込保険料相当額は、毎月円貨払込額を指定通貨に換算した額の合計額となります。(*2) 将来の年金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てておくお金のことをいいます。為替レートや予定利率により保険料積立金額が既払込保険料相当額を下回る場合は既払込保険料相当額となります。(*3) 当資料では「保険料割引制度」に愛称名を付与して「たのしみランク」と表記しています。なお、「ご契約のしおり-定款・約款」では「保険料割引制度」と表記

【詳細】お客さまにご負担いただく費用の詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「注意喚起情報」をお客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

【注意】●為替レートの変動により、「死亡給付金、解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回るおそれがあります。
●特に保険料払込期間中の死亡保障は、既払込保険料相当額に抑えているため、為替レートの変動によっては、「死亡給付金や解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回ります。
●死亡給付金額・解約返戻金額・年金原資および年金額はご契約時に定まりません。

は、教育資金の積み立てにご活用いただけます。

! ●学資積立プランでは契約者の保障はありません。(被保険者(例:お子さま)の保障は下記のとおり死亡保障があります。)

契約年齢
0歳～8歳

医師の診査や
告知は不要

まとまった資金を活用する
全期前納も可能

詳細▶ 取扱基準は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 5」をご確認ください。

Point 1

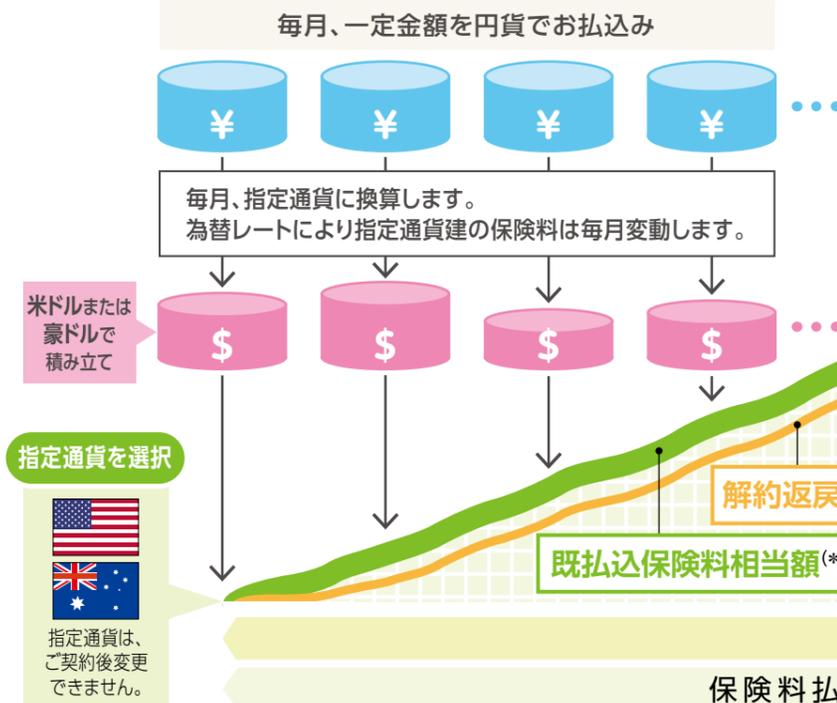


米ドルや豪ドルの好金利を活かして資金づくりを行います。

ご契約後の金利上昇をキャッチアップするため、**予定利率を毎月見直します。** 予定利率は1.50%を最低保証します。

参照▶ 予定利率についてはP9～12「たのしみ未来グローバルならではのしくみがあります。」をご確認ください。

しくみ図(イメージ) ※月払いの場合



Point 2



毎月、一定金額を円貨でいただく(月払いの場合)ので、ドルコスト平均法による為替抑制が期待できます。

毎月、円貨でお支払いを指定通貨に換算した保険料は、為替レートの変動に応じて、**毎月変動(増減)**していただく金額(円貨払込額)は、為替レートの変動に

Point 3



保険料払込期間満了日以後の解約返戻金や年金原資が大きくなるしくみとしています。

! ●解約返戻金額は、既払込保険料を下回ることがあります。

●受け取る通貨は、円貨または指定通貨から選択できます。

詳細▶ 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 3」をご確認ください。

! ●為替レートの変動により、年金原資や年金の円換算額は変動します。将来、円貨で決まった金額をご用意されたい場合はご注意ください。

! ●被保険者が高度障害状態・障害状態にたどきの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。

(*1) 既払込保険料相当額は、毎月円貨払込額を指定通貨に換算した額の合計額となります。(*2) 将来の年金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てておくお金をいいます。為替レートや予定利率により保険料積立金額が既払込保険料相当額を下回る場合は既払込保険料相当額となります。(*3) 当資料では「保険料割引制度」に愛称名を付与して「たのしみランク」と表記しています。なお、「ご契約のしおり-定款・約款」では「保険料割引制度」と表記

詳細▶ お客さまにご負担いただく費用の詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「注意喚起情報」をお客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

! ●為替レートの変動により、「死亡給付金、解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払いいただいた円貨払込額の合計額を下回るおそれがあります。●特に保険料払込期間中の死亡保障は、既払込保険料相当額に抑えているため、為替レートの変動によっては、「死亡給付金や解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」が、**実際にお払いいただいた円貨払込額の合計額を下回ります。**●死亡給付金額・解約返戻金額・年金原資および年金額は**ご契約時に定まりません。**

! ●契約者が死亡されたとき、および高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません(契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには新たに契約者を設定いただき、以後の保険料のお払込みをしていただく必要があります)。

立てておくお金をいいます。為替レートや予定利率により保険料積立金額が既払込保険料相当額を下回る場合は既払込保険料相当額となります。

客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

●死亡給付金額・解約返戻金額・年金原資および年金額はご契約時に定まりません。

料払込免除のお取扱いはありません(契約者が死亡されたとき、ご契約を継続いただくためには新たに契約者を設定いただき、以後の保険料のお払込みをしていただく必要があります)。

為替リスクについて

為替レートによっては年金原資の円換算額が円貨払込額の合計額を下回ることがあります。

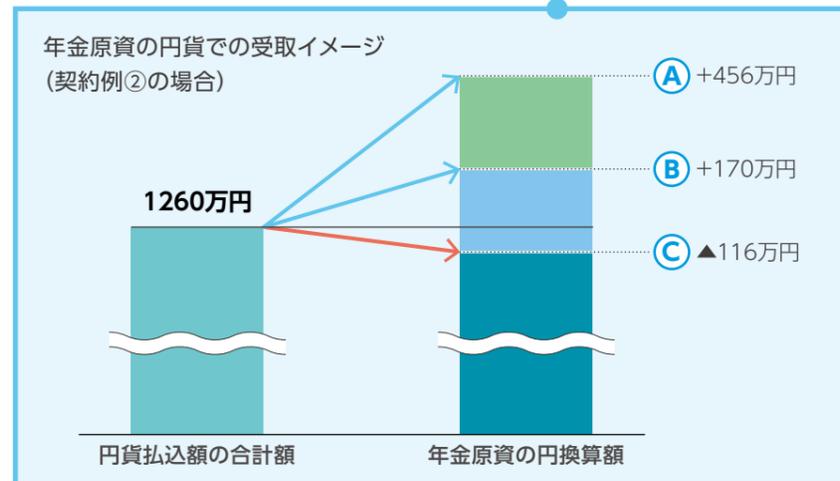
ご契約例に基づく試算

【ご契約例】
 契約年齢：30歳・男性 円貨払込額：30,000円(たのしみランク適用) 払込保険料総額：126,000米ドル
 保険料払込期間：35年 指定通貨：米ドル
 据置期間：なし 保険料払込方法：月払い

<前提>
 ●円貨払込額を指定通貨建の保険料に換算する為替レートを100円としています。

契約例		①予定利率3.00%が継続した場合	②予定利率1.50%が継続した場合
円貨払込額の合計額		1260万円	1260万円
年金原資		197,268米ドル	143,018米ドル
年金原資の円換算額 <年金原資×円貨に換算する住友生命所定の為替レート>	120円の場合	2367万円(187.8%)	A 1716万円(136.2%)
	100円の場合	1972万円(156.5%)	B 1430万円(113.5%)
	80円の場合	1578万円(125.2%)	C 1144万円(90.8%)

円高により円貨払込額の合計額を下回る例



【詳細】住友生命所定の為替レートは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「注意喚起情報『通貨を換算する場合にかかる費用』」の表をご確認ください。

●これらはシミュレーションであり、将来の年金原資等の確実性を示唆または保証するものではありません。

※括弧内は年金原資の円換算額に対する返戻率(年金原資の円換算額÷円貨払込額の合計額)を記載。
 ※小数点第2位以下、万円未満を切り捨てて記載しています。
 ※1米ドル未満は切り捨てて計算しています。

個人年金保険料控除について

以下の要件すべてを満たす場合、個人年金保険料税制適格特約('90)を付加していただくことにより、お払い込みいただいた保険料は、「個人年金保険料控除」の対象となります。他の個人年金保険料と合算し、「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」とは別枠で、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。前納した場合、毎年、前納期間に応じて計算する金額が個人年金保険料控除の対象となります。

個人年金保険料控除の対象となるための要件

- ①年金受取人は保険契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ②年金受取人は被保険者と同一であること
- ③保険料払込期間が10年以上あること
- ④年金支払開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金支払期間が10年以上であること

※個人年金保険料税制適格特約('90)を付加されない場合は、「一般生命保険料控除」の対象となります。
 ※たのしみ未来グローバルの保険料は指定通貨建ですが、控除対象となる金額は円貨払込額となります。

生命保険料控除制度と控除限度額 (契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合)

全体の所得控除限度額		一般生命保険料控除所得控除限度額		介護医療保険料控除所得控除限度額		個人年金保険料控除所得控除限度額	
所得税	120,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円	所得税	40,000円
住民税	70,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円	住民税	28,000円

※控除対象外となる契約もあります(生命保険料控除対象外となる特約等)。
 ※住民税の所得控除限度額はそれぞれ28,000円ですが、合計した場合は70,000円が限度額となります。

【詳細】「ご契約のしおり-定款・約款」の「個人年金保険料控除について」をご確認ください。

<ご参考>所得税・住民税の概算軽減額 (契約日が2012年1月1日以降の保険契約の場合)

■生命保険料控除制度を利用されていない方が新たに税制適格要件を満たした個人年金保険に加入した場合

- たとえば、保険料を年間8万円以上支払うと、所得控除額は4万円となります。
- その年中に支払いを受けた配当金等がある場合は、その額を差し引いた保険料となります。
- 家族構成・収入によって金額は異なりますが、所得税・住民税が軽減されます。

家族構成	年間収入金額(給与年収)	[生命保険料控除制度] 利用前後の課税所得(所得税)		合計軽減額(①+②)	① 所得税軽減額	② 住民税軽減額
		利用前	利用後			
独身者	400万円	1,680,000円	1,640,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	2,980,000円	2,940,000円	6,800円	4,000円	2,800円
夫婦	400万円	1,300,000円	1,260,000円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	2,600,000円	2,560,000円	6,800円	4,000円	2,800円
夫婦と子ども1人	800万円	4,040,000円	4,000,000円	10,800円	8,000円	2,800円
	600万円	2,220,000円	2,180,000円	6,800円	4,000円	2,800円
夫婦と子ども2人	800万円	3,660,000円	3,620,000円	10,800円	8,000円	2,800円
	600万円	1,590,000円	1,550,000円	4,800円	2,000円	2,800円
夫婦と子ども2人	800万円	3,030,000円	2,990,000円	6,800円	4,000円	2,800円

※上記家族構成および年間収入金額の前提に基づき住友生命にて算出。所得税額は課税所得額によって税率が決まり計算されますので、あくまでも目安として参考にしてください。

●記載の内容は2024年4月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

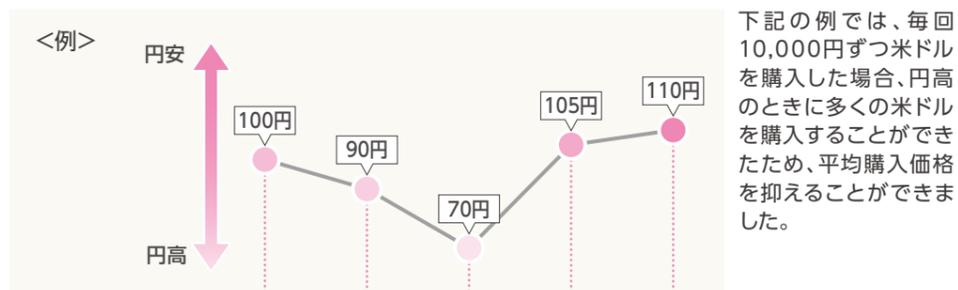
たのしみ未来グローバルならではのしくみ があります。



たのしみ未来グローバルは
時間を味方につけた積み立てと、ドルコスト平均法により、
保険料払込期間中の為替リスク軽減が期待できます！

- たのしみ未来グローバルは、毎月円貨でお払い込みいただく金額を一定金額とし、毎月の為替レートによって指定通貨に換算するため、円高のときには大きな額を積み立て、円安のときには積み立てる額を少なくする効果があり、為替リスクの軽減が期待できます。

※6か月定期一括払・12か月定期一括払・全期前納の場合も、各月分の円貨払込額を毎月住友生命所定の為替レートで指定通貨に換算します(お払い込み時にまとめて指定通貨に換算するものではありません)。



		1米ドルの購入額	100円	90円	70円	105円	110円	合計	平均購入価格
ドルコスト平均法	毎回10,000円ずつ購入した場合	円貨	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	50,000円	1米ドル 92.93円
		米ドル	100米ドル	111米ドル	142米ドル	95米ドル	90米ドル	538米ドル	
	毎回100米ドルずつ購入した場合	米ドル	100米ドル	100米ドル	100米ドル	100米ドル	100米ドル	500米ドル	1米ドル 95.00円
		円貨	10,000円	9,000円	7,000円	10,500円	11,000円	47,500円	

※上記はドルコスト平均法の効果をわかりやすく示すためのイメージであり、実際のドルコスト平均法の成果を示唆あるいは保証するものではありません。
※為替手数料は考慮していません。1米ドル未満は切り捨てて計算しています。

詳細 6か月定期一括払・12か月定期一括払・全期前納の詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 5」をご確認ください。

💡ドルコスト平均法とは？

- 一定額の円貨で外貨を継続的に購入する方法を「ドルコスト平均法」といいます。一定額の円貨で外貨を継続的に購入することにより、価格が安いとき(円高のとき)には大きな額を、価格が高いとき(円安のとき)には少ない額を購入することができ、平均購入価格を抑える効果が期待できます。



たのしみ未来グローバルでは、年金支払開始日を繰り下げることができます(最長3年間)。
これから円安が期待できるかもしれない…といった場合にこの制度をご活用ください。



※繰下げのご請求ができるのは1度限りです。また、年金支払開始年齢が85歳(学資積立プランの場合は18歳)を超えるご請求はお取り扱いできません。

詳細 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 2」の「特徴5」をご確認ください。

<ご参考>為替レートの推移

■米ドル・豪ドルの為替レート(TTM)の推移
(2013年10月~2023年9月の各月末時点の数値)



※Bloomberg社データより住友生命にて作成。記載の為替レート(TTM)は本商品で使用する為替レートとは異なる可能性があります。

■為替レート(TTM)の最高値(円安)・最安値(円高)
(2013年10月~2023年9月の日次数値から抜粋)

通貨	最高値(円安)	最安値(円高)
米ドル	150.26円	96.80円
豪ドル	102.04円	62.57円

! このグラフは2013年10月から2023年9月までの各月末の数値を表示しています。月中の推移は反映していません。また、将来も上記推移が続くことを保証するものではありません。

他のポイント
ついでに
税
その他の機能
その他の機能
BtoCサービス
1.確認事項等

たのしみ未来グローバルならではのしくみ があります。

これから金利が上昇するかも…
今加入していいのかな？



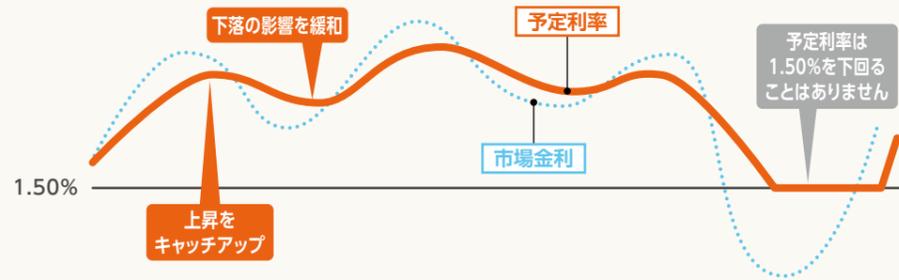
たのしみ未来グローバルは **契約後も予定利率^(*)を毎月見直す**ので、将来の金利上昇をキャッチアップできます！

💡 予定利率の設定方法

- ご契約後の月単位の契約応当日における予定利率は、契約日の属する月から当月までの各予定利率計算基準利率を平均した利率とします。
- そのため、金利上昇局面で予定利率はゆるやかに上昇し、金利下落局面では予定利率はゆるやかに下落します。

【詳細】「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 2」をご確認ください。

【予定利率のイメージ】



予定利率の具体例

例:4月1日契約の場合、5月の予定利率は、4月の予定利率計算基準利率①と5月の予定利率計算基準利率②を平均した利率になります。

月	4月	5月	6月	7月
予定利率計算基準利率	①:2.00%	②:2.40%	③:2.80%	④:2.60%
4月1日契約の場合	① 2.00%	(①+②)÷2 2.20%	(①+②+③)÷3 2.40%	(①+②+③+④)÷4 2.45%
5月1日契約の場合	—	② 2.40%	(②+③)÷2 2.60%	(②+③+④)÷3 2.60%
6月1日契約の場合	—	—	③ 2.80%	(③+④)÷2 2.70%
7月1日契約の場合	—	—	—	④ 2.60%

※予定利率は、小数点第3位を四捨五入します。

(*) 1) 年金支払開始日前において、予定利率とは、保険料積立金の計算に際して使用する利率をいいます。なお、保険料積立金は、予定利率の他に予定死亡率、予定事業費率等を用いて計算しており、単に保険料に予定利率を付与して積み立てられるものではありません。また、この予定利率は、年金支払開始日前まで(年金支払開始日の繰下げを行った場合は、繰下げ前の年金支払開始日前まで)毎月見直します。

金利が下がったら予定利率も
低くなっちゃうんだよね…？



たのしみ未来グローバルの予定利率には、**1.50%の最低保証^(*)**があります！

① 予定利率3.00%が継続した場合 ② 予定利率1.50%が継続した場合 のご契約例

【ご契約例】

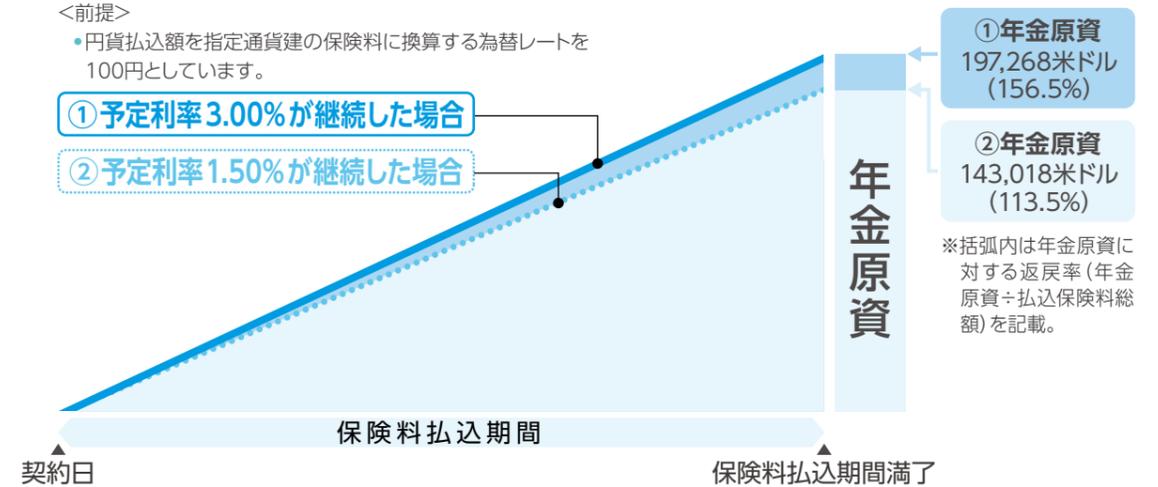
契約年齢：30歳・男性 円貨払込額：30,000円(たのしみランク適用) 払込保険料総額：126,000米ドル
保険料払込期間：35年 指定通貨：米ドル 据置期間：なし 保険料払込方法：月払い

<前提>

- 円貨払込額を指定通貨建の保険料に換算する為替レートを100円としています。

① 予定利率3.00%が継続した場合

② 予定利率1.50%が継続した場合



(*) 2) 年金支払開始日前まで(繰下げを行った場合は、繰下げ前の年金支払開始日前まで)の予定利率が最低保証されます。なお、たのしみ未来グローバル<学資積立プラン>も同様です。

⚠️ ● 予定利率や為替レートの変動によって、年金原資は変動します。

据置期間を設定し、年金原資をより大きくすることが可能です。

【ご契約例】

契約年齢：30歳・男性 円貨払込額：30,000円(たのしみランク適用) 払込保険料総額：126,000米ドル
保険料払込期間：35年 指定通貨：米ドル 据置期間：5年 保険料払込方法：月払い

<前提>

- 円貨払込額を指定通貨建の保険料に換算する為替レートを100円としています。

前提	年金原資
① 予定利率3.00%が継続した場合	224,828米ドル(178.4%)
② 予定利率1.50%が継続した場合	151,433米ドル(120.1%)

※括弧内は年金原資に対する返戻率(年金原資÷払込保険料総額)を記載。

※記載のご契約例に基づく数値は1米ドル未満および小数点第2位以下を切り捨てて記載しています。

⚠️ ● 上記はシミュレーションであり、将来の年金原資等の確実性を示唆または保証するものではありません。



スミセイのご家族アシストプラス

無料 「ご家族登録サービス」 「契約者代理制度」 「被保険者代理制度」の3つのサービス・制度があります

たとえばこんなときに役立ちます

	何も申し込んでいない場合	スミセイのご家族アシストプラスなら
契約内容の確認	ご家族としては契約内容を知っておきたいが、 確認できない。 契約者 OK ご家族はできません	A ご家族登録サービス 登録されたご家族 OK
契約内容の変更	契約者が意思表示できず、 手続きできない。 契約者 OK ご家族はできません	B 契約者代理制度 契約者が手続きする意思表示ができなくても... 契約者代理人 OK
年金等の請求	被保険者が意思表示できず、 年金等を請求できない。 被保険者(*1) OK ご家族はできません	C 被保険者代理制度 被保険者が請求する意思表示ができなくても... 被保険者代理人 OK

(*1) 保障の対象となる人

A ご家族登録サービス

POINT

- あらかじめ登録されたご家族も**契約内容等**について、問い合わせできます。
- 契約者と連絡がとれない場合でも、ご家族を通じて契約者の**連絡先**を確認させていただくことで、大切な通知物を確実にお届けします。



・契約者が70歳以上、かつ契約者と登録されたご家族の住所が異なる場合、契約成立後に登録されたご家族あてに「ご家族登録サービス等に関するお知らせ(通知)」を送付します。
・住友生命から通知物が届くことをご家族にお伝えください。
※「ご家族登録サービス規約」は住友生命ホームページにてご案内しております。

「ご家族登録サービス規約」はコチラ



■ご家族に確認のうえ同意いただきたい事項

登録するご家族には①②、被保険者には③について同意を得てください。

- ① 各サービス・制度に登録し、お手続き完了後に利用できること
- ② ご家族の情報(氏名、生年月日、住所、電話番号等)を住友生命に開示すること
- ③ 被保険者の情報(氏名、生年月日)を登録したご家族に開示すること(傷病名等のセンシティブ情報は除きます)

B 契約者代理制度

POINT

- 契約者が契約に関するお手続きの意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された契約者代理人が**住友生命所定のお手続き**を行うことができます。
- 解約返戻金等を契約者代理人の口座で受け取ることも可能です(*2)。



(*2) 契約者代理人が受け取った金銭等は契約者の財産であって契約者代理人の財産ではありません。そのため、契約者代理人が受け取った金銭等は契約者のためにご使用いただけます。
※契約者が他に加入の住友生命商品も含めて、被保険者として認知症等を理由に保険金等の支払いを受けた以後は、契約者が手続きを行う際に、契約者代理人の同意が必要になります。

契約者代理人ができる住友生命所定のお手続きについて

対象となるお手続き例 (*3)	対象外となるお手続き
<ul style="list-style-type: none"> ● 住所変更 ● 基準金額の減額 ● 解約 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年金等の受取人の変更 ● 保険料払込中でないご契約における契約者の変更 ● 契約者代理人の変更

(*3) 契約者と受取人が同一人の場合、受取人が行うことができる手続きも含まれます(被保険者が受取人となる年金等の請求手続きは除きます)。

C 被保険者代理制度

POINT

- 被保険者が受取人となる**年金等**について、被保険者が請求する意思表示ができない場合等に、あらかじめ指定された被保険者代理人が**年金等のご請求**をすることができます。
- 年金等を被保険者代理人の口座で受け取ることも可能です(*4)。



(*4) 被保険者代理人が受け取った年金等は被保険者の財産であって被保険者代理人の財産ではありません。そのため、被保険者代理人が受け取った年金等は被保険者のためにご使用いただけます。
※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

B 契約者代理制度、**C 被保険者代理制度**のご利用には **A ご家族登録サービス**のお申込みが必要となります。

【詳細】 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の「契約概要 6」をご確認ください。

ご契約後の安心サービス

電話・パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます！

スミセイダイレクトサービス

タイミングを逃さず解約をしたいとき



ネット・電話による
即日解約サービス

インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金の円換算額^(※1)^(※2)をご指定の口座に送金^(※3)します。

^(※1) 住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。

^(※2) 請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。

^(※3) 請求日の3～4営業日後に特定取引口座に送金します。

お申込み時に「スミセイダイレクトサービス特定取引口座・特定取引暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。

ネット・電話解約ご利用可能時間

インターネット	(平日) 午前11時～午後11時45分
電話 (0120-506081)	(平日) 午前11時～午後6時

契約内容の確認やお手続きをしたいとき



ご契約内容照会
サービス

お客さまご自身で契約内容等をご確認いただけます。

[為替レート掲載予定時間] ※掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

米ドル 午前10時00分頃 豪ドル 午前10時40分頃



各種お手続き
サービス

住所変更等のお手続きや書類の請求が簡単にできます。

解約返戻金の増減を確認したいとき



財産状況照会
サービス

照会日時点の解約返戻金額や将来の年金原資の試算額^(※4)をご確認いただけます。

^(※4) 照会日時点の為替レートや最低保証する予定利率(1.50%)に基づき試算した金額となります。



メールお知らせ
サービス

据置・繰下げ期間中に限り、解約返戻金の円換算額^(※5)が既払込円貨払込額から10%増加、減少するつど、ご登録いただいたメールアドレスにてお知らせします。

^(※5) 住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。



マイナンバー
(個人番号)の登録

マイナンバー(個人番号)をご登録いただくことができます。ご登録により、今後お手続きの際に「マイナンバー提供書」の提出が不要となります。

[スミセイダイレクトサービスお申込み方法について]

- ご契約時にあわせてお申し込みください。
- 「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」を後日郵送にてお送りします。
- 住友生命ホームページにアクセスのうえ、「スミセイダイレクトサービス登録のご案内」に沿ってログインしてください。

※ご契約時ではなく、後日、ご利用開始される場合は住友生命ホームページからお申込みすることができます。右記の2次元コードからアクセスしてください。ご不明なことがございましたら住友生命のお問合せ窓口へご連絡ください。

2次元コードからも
ログイン画面へアクセス可能です。



<必ずご確認ください>

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

■保険契約関係費

a 保険料払込期間中にかかる費用^(※1) ・死亡保障や契約の締結・維持に必要な費用を保険料や保険料積立金から毎月差し引きます。(別途お払い込みいただくものではありません)。

b 据置期間中にかかる費用^(※1) ・死亡保障や契約の維持に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引きます。(別途お払い込みいただくものではありません)。

^(※1) これらの費用は、被保険者の年齢、性別、払込期間、経過期間によって異なりますので表示しておりません。また、円貨払込額が住友生命所定の金額を上回る場合、保険料割引制度が適用され、ご負担いただく費用が割り引かれます。

c 解約時や減額時にかかる費用(解約控除) ・解約返戻金額を計算する際は、保険料積立金相当額に一定割合(契約日からの経過年数^(※2)に応じた所定の控除率)を乗じた金額を差し引きます^(※3)。そのため、解約返戻金は既払込保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

[所定の控除率]

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満
控除率	31.0%	13.0%	7.6%	4.8%	3.2%	2.1%

契約日からの経過年数	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満	10年以上
控除率	1.4%	0.83%	0.38%	0.03%	0%

^(※2) 実際に保険料(円貨払込額)が払い込まれている期月までの期間で判定します。

^(※3) 保険料払込期間中、計算された金額が既払込保険料相当額を上回る場合、既払込保険料相当額を解約返戻金としてお支払いします。

d 年金支払期間中にかかる費用 ・年金を管理するための費用であり、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に差し引きます。(2024年4月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。)

■通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート ^(※4)
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	TTM ^(※5) -50銭
円貨払込額を指定通貨(保険料)に換算する場合	TTM ^(※5) +50銭
配当金、未経過期間に対応する円貨払込額、全期前納された定期一括払込円貨払込額の残額等を指定通貨で受け取る場合	

^(※4) 住友生命所定の為替レートは2024年4月現在のものです。今後変更することがあります。

^(※5) TTM(対顧客電信売相場)とは、TTS(対顧客電信売相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。

本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。

・TTS(対顧客電信売相場):お客さまが円貨を外貨に交換(外貨を購入)するときに適用される一般的な為替レート

・TTB(対顧客電信買相場):お客さまが外貨を円貨に交換(外貨を売却)するときに適用される一般的な為替レート

なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規契約の取扱いができないことがあります。

■外貨のお取扱いにかかる費用

年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

為替レートの変動により、「死亡給付金・解約返戻金等を請求時の為替レートで円換算した金額」や「年金原資を年金支払開始日の為替レートで円換算した金額」が、実際にお払い込みいただいた円貨払込額の合計額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

年金額は契約時には定まっています。

実際の年金額は年金支払開始日の前日における保険料積立金額を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率により計算されます。また、保険料積立金額は、年金支払開始日前まで毎月見直す予定利率や、円貨払込額を住友生命所定の為替レートで指定通貨に換算した保険料に基づいて計算されますので、契約時点では将来の保険料積立金額は定まっています。そのため、年金額は契約時には定まっています。

※スミセイダイレクトサービスの内容について記載した「スミセイダイレクトサービス規定」は住友生命ホームページにてご案内しております。
※記載の内容は、2024年4月現在のものであり、将来変更することがあります。

この内容は、住友生命のホームページに掲載されています。詳しくは、お問い合わせください。

この内容は、住友生命のホームページに掲載されています。詳しくは、お問い合わせください。

